

平成 28 年 11 月 24 日

自由民主党税制調査会
会長 宮澤 洋一 殿

全国青年税理士連盟 会長 水野 誠
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401号
電話 03-3354-4162
FAX 03-3354-4095

BEPS 行動計画 12『タックスプランニングの義務的開示制度』に対する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

先日、政府税制調査会から『BEPS プロジェクト』の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理』が発表されたとおり、国際的な租税回避行為への我が国の対応が進められており、当連盟においてもその動向を注目しています。

特に BEPS 行動計画 12『タックスプランニングの義務的開示制度』は、現状日本に存在しない新たな制度であり、諸外国の例では罰則を設けて抑止的にタックスプランニングの開示を求めるもので、納税者及び税理士の双方に影響する制度です。論点整理のとおり、制度を導入する場合には、制度目的を効果的に達成しつつ過剰な事務負担等を納税者に与えないよう、下記の点に留意して頂くようお願い申し上げます。

1. 義務的開示制度を国内におけるタックスプランニングに拡大適用しないこと

OECD が BEPS プロジェクトを立ち上げた趣旨は、グローバル化に伴うビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS) に対処することである。当然のことながら、開示制度の適用範囲は国際的な租税回避策に限定されるべきであるが、政府税制調査会での議論においてはそのような限定がなされていない。国内における租税回避策については、司法や立法で当然に手当てされるものである。そのため、プロジェクトの趣旨を逸脱し、国内における適法なタックスプランニングにまで義務的開示制度を拡大適用しないようにすべきである。

2. 開示対象者は国際的な租税回避による節税効果を認識する者に限定すること

開示情報の内容は、租税スキームの詳細及び関連する主要な税の法令、該当する開示基準、期待される租税便益、取引に関わる全ての関係者の詳細が予定されている。悪質な国際的な租税回避を防ぐために必要な開示内容であるが、BEPS 最終報告で基本原則のひとつとされる『納税者側のコンプライアンスコストと、税務当局が租税回避の取引の情報を入手するという便益とのバランス』をとる必要がある。同最終報告でも指摘のあるとおり、主要便益テスト等の前提条件により、『納税者又はプロモーターがクロスボーダー取引に係る節税効果を認識していることが合理的に見込まれる場合に限り開示義務が課される』ように、納税者等に対して過度な負担とならない制度設計とすべきである。